

令和元年6月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月11日（火） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

8番 柳生 仁

- (1) 観光について
- (2) 農業について

2番 飯島 寛

- (1) 中川村の保育園の態勢について

4番 大原 孝 芳

- (1) 国による自治体職員減少への方針等について
- (2) 社会問題になっている高齢者の運転について

9番 鈴木 絹 子

- (1) 中川村在住の外国人が中川村で円滑に快適に生活できるように、生活に必要な文書等の翻訳版を本人が理解できる国語で提供することが必要ではないか
- (2) 中川村のごみの排出の現状と課題を問う

出席議員（10名）

- 1番 片桐 邦 俊
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文 昭
- 4番 大原 孝 芳
- 5番 松村 利 宏
- 6番 中塚 礼次郎
- 7番 桂川 雅 信
- 8番 柳生 仁
- 9番 鈴木 絹 子
- 10番 山崎 啓 造

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	下 平 達 朗	総務課長	中 平 仁 司
会計管理者	半 崎 節 子	住民税務課長	村 澤 ゆかり
保健福祉課長	菅 沼 元 臣	振興課長	松 村 恵 介
建設水道課長	小 林 好 彦	教育次長	松 澤 広 志

職務のために参加した者

議会事務局長 井 原 伸 子
書 記 座光寺 てるこ

令和元年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年6月11日 午前9時00分 開議

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議　　長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)

　ご参集ご苦労さまです。

　ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

　本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

　日程第1　一般質問を行います。

　通告順に発言を許します。

　8番　柳生仁議員。

　なお、柳生議員より説明資料持ち込みの申し出がありましたので、許可してあります。ご承知おきください。

○8　　番 　(柳生　　仁)　私は、さきに通告いたしました2問「観光について」と「農業について」の質問をしまいます。

　「観光について」。1つとして中川村がわかる観光案内の看板の設置をということで質問をしまいます。

　田島駅周辺、チャオ、大草城址公園などに村の案内がわかるような観光案内のわかる看板の設置をということでございます。

　中川村は、日本で最も美しい村連合に加盟してから、もう早くも10年が過ぎ、その知名度が上がってきているように思っております。年間に中川村を訪れる観光客は、総合計画の11万人を超えているんじゃないかなあと、こんなふうに思っております。

　第5次総合計画に「パンフレットや案内看板の充実に努め、」とあります。その中で、あります観光でなく、いつ、どこで、こんな遊びをお手伝い、気軽に、手ごろな値段で楽しませると、こんなふうになっております。

　田島駅は、年間の利用者は少ないわけでありまして、都会から電車で来られた方から、村の案内が全くない、と指摘がありました。このお客さんはアンフォルメル美術館に来ていただきまして、中川村ファンで、ちょくちょく来てくださると、こんな話でありました。また、タクシーなどの連絡先がないと、こんな指摘もいただいております。昨年だったか、秘境駅としての動画もありまして、ちょっと全国的に宣伝がされたかなと思っております。

　田島駅周辺は、西原ぶどう園があり、年間多くのお客さんが来られます。このお客さんの中には県外者もたくさんいらっしゃいます。お客さんに村全体の紹介ができる案内看板が必要なあとと思っております。

　また、チャオにも県外者が多く来るように思っておりますし、大草城址公園におきましても、桜の時期には県外者が多く来られます。中川村を紹介できる案内看板があっ

てもよいと思います。

　季節ごとに中川村に来てくださるお客さんに身近に村を知っていただく方法として、わかりやすい案内看板が思っております。村のパンフレット、ここにありますが、これを見ていただいてもいいわけですが、このパンフレット、実に細かくて、相当を目こらさないと見えないわけですが、このもの即看板でもいいわけですが、中川村にはいろんな方がいらっしゃるんで、楽しいわくわくできるような看板があればいいなあと思っております。

　また、年間多くの登山者が来てくださる美里地区においては登山道の案内があり、この案内看板をしっかりと見て登山に行く方がおるわけでありまして、この方たちが下りてきて、また村内を楽しんでいただくためにも、そういった村を見て歩く看板があればと思っております。

　そこで、案内看板設置をできないかということをお聞きします。

○振興課長 　過去には、国道153号線沿いの南北の入り口に村の観光看板がございました。また、小渋周辺にも小規模でありますけれども観光看板のほうがありました。現在につきましては、老朽化が進行したため、ともに撤去をしております。平成26年の美しい村づくり条例の施行以降、看板類の撤去更新補助金を設けるなど、民間の不要な看板については順次撤去のほうを進めてきていただいております。役場周辺につきましては、点在した看板を民間事業者の協力を得て集合化して景観形成に努めるなど、看板は減らす方向で進めております。

　村の公的な看板につきましても、不要なものについては順次撤去を進めているところでございます。

　観光看板につきましては、設置費用もかかり、経年劣化や観光情報の更新により定期的な更新が必要になるなど、今後、新たな観光看板の設置については行わない方向で考えております。

　しかし、必要な案内につきましては、今後も進めていかなければならないというふうに思っております。

　田島駅につきましては、J Rとの相談にはなりますけれども、待合室への観光パンフの設置ですとか、タクシーの案内、また、陣馬形の避難小屋にありますけれども、ポスター型の観光案内がございまして、そんなものの掲示も考えられるのかなあとというふうに思っております。それにつきましては、大草城跡公園ですとかチャオ等にも設置が可能かというふうにも思いますし、更新も自由かなあとというふうに思っております。

　また、パンフレットですとかホームページ、SNS等の観光案内の発信については大分充実してきたかなあとというふうに思っているところでございます。

○8　　番 　(柳生　　仁)　必要により看板設置も可能というような答弁があったかと思えますし、田島駅周辺にはバス停の時間表もあつたりするんで、ああいったところにも時には何か案内ができるかなあと、ただJ Rに設置するには、なかなかJ Rさんも難しいのかなあと思っております。そういうことをぜひともお願いしたいわけでありましてけ

ども、中川村には、いろんな特技を持ったアーティストさんもいらっしゃいます。そうした方たちのセンスで見ただけのような、本当に美しい村中川へ来たなあっていうような、わくわくするような宣伝の——宣伝っていうか、案内っていうか、こうした看板があるとまた楽しいのかなあと考えております。

前段言いましたように、総合計画にありますように「いつ、どこで、こんな遊びを、お手軽な値段で楽しめますから是非来てください」っていうようなことが書いてあるように、そういった案内があると、お越しいただく方々が日本で最も美しい村へ来てわくわくと楽しんでいけるかなあと、最も美しい村っていうのは昔からの自然が壊されていないっていうのが原点のようでもありますけども、その自然を楽しむには、やっぱり案内看板の設置が必要と考えております。言いましたように、大草城址公園、チャオ、それからまた美里地区の登山者の看板の脇あたりにも設置ができるか、もう一回お願いします。

○振興課長 先ほど村にいろいろなアーティストがいるというようなお話がございましたけれども、村のパンフレット等につきましても村に来ていただいている皆さんの協力を得ながら見やすく楽しいパンフレットづくり等には努めているところでございます。

自然を守る関係の注意喚起等につきましては、当然していかなければいけませんので、今度、元気づくり支援金が採択されまして、遊歩道を設置するというお話をさせていただきましたが、それにつきましては、ワークショップという形で、村の専門家っていうか、アーティストを呼んで講師になっていただいて、少ししゃれた注意喚起の看板というものも設置をする要諦でございます。

必要な看板っていうか、注意看板等については、自然環境等に配慮というか、景観に配慮したような形のものをつくっていきたいと思いますけれども、大きな看板等については今のところ設置する予定はございません。

○8 番 (柳生 仁) 大きな看板、場合によっては景観を阻害するかなあとと思いますが、ぜひ、遠くからお越しいただくお客さんにわかりやすい案内看板をお願いしたいと考えております。

それでは、2番目の村内の古木桜の保全をっていうことでございますけども、美里地区は、古くは縄文時代から人が生活したとあります。集落においても丸尾地区におきましては536年という歴史があるようであります。また、隣地区の西丸尾地区も丸尾地区に負けない長い歴史があると、これは先輩の方々からの話でございます。

そうした中で、西丸尾の桜は樹齢450年という長い歴史の中で地域を見守ってきたくれたわけでありまして、この桜は村のホームページでも樹齢450年ですよっていうふうに書いてあるわけでありまして、毎年、季節ごとに多くのカメラマンがお越しいただきまして、写真を楽しんでいただいたり、また村内でお買い物いただいたり、近くのコーヒー屋でコーヒー飲んだり、こんなふうにしておるわけでありまして、この桜は個人所有でありますけども、管理が難しくなってきたおるのが事実であります。持ち主の方と協議して、村の貴重な財産、残したい財産として位置づけて、保全の向けての管理をしてはどうかっていうことでございます。この管理については、過日、樹木医

に診断をいただいております。それは地元の者と振興課の林務課の係と、それから地方事務所の係と4人ほどで立ち会って話を聞いておるわけでありまして。このときのお話でございますけども、長く伸びた枝などは、添え木というか、つかえ棒というか、そういったものをして保全するといひねという話がありました。それからまた、周りにいろんな青い木が生えたりしておるんで、そういったのを切ったりとか、枯れ枝を切ったりとか、そんなことをするとまた桜が持つよと、そんな話がありました。しかしながら、添え木をするに素人が添え木をできる状況にないわけですし、高い枝が枯れておるからつつつ素人がはしごをかけて切ることができないのが実情でございます。

そういったことで、村の保全すべき貴重な桜、財産として位置づけて、村で守っていただく仕組みはないかどうかお聞きします。

○村 長 まず、古木に限らず村が保全をしなければならないものっていうあたりからちょっとお話をしたいと思うんですが、これにつきましては、村の文化財として中川村教育委員会が指定をしております。植物に限るならばウチョウラン、中西の桜、石上の松、丸尾のブナがあり、これにつきましては植生が、場所が限られているとか、そういったもの、それから歴史的な文獻に登場する、民話に語り継がれている、古来から目印として守られてきた等々のものを評価して、文化財として指定をしておると、このように考えております。

お話の西丸尾の小池家の桜は、見事な桜であることは認めるところでございますが、これを文化財指定し村が保全すべきものというふうに、まず考える前に、今お話がありましたとおり、美里地域の象徴的な桜として地元の方でまず保全するっていうことを、地域の皆さんでまず第一に考えていただけないかということでございます。村は、観光資源の一つとして維持管理をしていく、維持管理をするという意味で、地元の支援要請があれば地元に対しての援助ということは考えていきたいというふうに思っておりますけれども、それと、もう一つ、この桜につきましては、共有地といいますかではなくて、個人所有のものであると、現在のところ、そういうこともありまして、逆に、やはり私たちが言うこともさることながら、持ち主の方、それから地域の皆さん、結局、そのことをよく知る美里の地域の皆さんの保存ということがまず第一にあれば、村もそのことに対しての支援は考えたいということでございます。

○8 番 (柳生 仁) 地元の人たちの有志でもって管理をして、必要な手当ては村へ言うてくれれば応援するよということのようでございますので、内容的には、私は力強い答弁かなと思っておりますけども、添え木をするとか枯れ枝を切るとか、そういった難しい作業について専門家に依頼した場合も村で対応していただけるかどうか、確認をします。

○村 長 したがいまして、まず第一は、地元の所有者、または所有者とともに地元の皆さんの発想というか、まず第一はそれではないかなというふうに思います。その上で、何でもかんでも、じゃあ村がという言い方は、これは違うんじゃないのかなというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) 何でもかんでも村がしてくろってという意味合いで言ったつもりはないんですけども、素人ができないことがあるので、そのことについて村のほうで対応していただけるかということをお聞きしたわけでございます。そういった点で勘違いしていただかないようにしていただかないと、私ども、できることは、せいぜい周りの草刈りとか、つるを切るとか、そのくらいしか地元の者ではできないので、添え木なんかが必要な場合は、それじゃあ地元のほうから役場にお問い合わせに行くという仕組みでいいわけですか。確認をお願いします。

○村 長 一遍、1度、桜の関係者といいですか、樹木の専門家の方に見ていただいたというお話でありますけども、直接どういうことをしてってということは、私もちょっと聞いておりませんので、こうすれば、こうでいいんじゃないですかということ、直接——直接といいですか、聞いた上でないと何とも判断ができないということと、まず第一は所有者の方がどういうふうに考えているかということだと思っておりますので、まず所有者の方と美里の地区の皆さんとの話の中でどうだということが第一、それから村に、こんなふうにしたいんだけど、これについては無理だけど、ちょっと協力いただけないかとか、こういうお話が順序かなあとということでもあります。

○8 番 (柳生 仁) わかりました。きょうの質問については、所有者に確認をして質問をさせていただいておりますので、今後そういったものを話を練り上げてから村のほうへ相談に参ります。

次に「農業について」でございますけども、中川村の特産品づくりが進んでいるかということをお聞きしますが、宮下村長は、中川村の農業の発展に力を入れたいというふうに訴えたと思っております。その後、農業に新たな動きがあるのかということでございますけども、これは一例でございますので聞き流していただいて結構でありますけども、飯島町のクリにおいては、相当広い面積を今扱っており、多くの高齢者たちが頑張っておりまして、クリ栽培においては、果物等の栽培と違って比較的軽作業でもってできるのかなあ、所得もいいのかあと思っております。

駒ヶ根のゴマですけれども、順調に成果を上げておるわけでありまして、栽培から10年、いよいよ経過しまして、商品が認められてブランド化が始まっております。販売先はニシザワ本店とか綿半各店、くらすわ、三越、伊勢丹等々や、あと多くのスーパーや百貨店でございますけども、問題はゴマでもって労働に似合った所得があるかということでありまして、栽培のメリットは全量買い取りで安心して生産ができるということでありまして、また、少量でも買い取ってくれます。また、鳥獣被害はないかということも心配でございますけども、中山間においてもそういった被害はないということもでございます。作業は、播種は最近トラクターを使いながら、マルチをしながら種をまいていくって、そんな仕組みがあるようで、また、もう一つは手まきってことでもございますけども、作業内容は、草取りがメインと虫がいれば虫をとると、こんなことでもございます。問題は収入ですけども、平成30年実績でございますけども、10a62kgの方で10万7,000円プラス経営所得安定対策交付金が6万円と転作作物奨励金が1万3,000円あったというふう聞いております。また、上

手につくりまして10a100kgを上げた方は市の補助金等を含めて24万円ほどの売り上げになったということでございます。だから、米よりかはるかに大きな売り上げでございます。このゴマは信州ゴマとして売り出しており、農家所得向上のためになっておるということでもあります。

中川村でも中川村に合った農産物が必要かなあと思っておりますし、中川村では、柿においては市田柿として販売もされており、中川村のブランドではなくても十分通用するかと思っております。果樹などにおいては、当村は一定の成果が上がっており、評判もいいと聞いておりますし、水田においても大型農家の実績をつくっておりますけども、中山間における農家は高齢化が進んでおり非常に大変なわけでありまして、こうした高齢者が意外と元気に働いておるので、高齢者にもう少し所得向上があればと思っております。

中川村でも栽培に余り無理のない農作物で特産品の研究をし、高齢化社会における小規模農家にも農業のあり方が求められてきます。村として小規模農家などの農家所得の向上についてどのように考えるか伺います。

○振興課長 農業振興を考える上で、1つ目としましては、専業で農業経営をしっかりと行いまして収入を上げるなど、後継者があらわれるような農家を多数育成することに対して、人・農地プランの担い手を中心に国の補助事業の活用や村の単独補助事業、農業担い手支援事業などを増設するなどして、こういう皆さんには支援を行っております。

2つ目としまして、高齢化や事情により耕作できなくなった農地については、法人等の組織が借り受けたり委託作業を行うといった形で農地保全、集積の動きも進みつつあります。

3つ目としまして、兼業農家や退職者等の方々にはプラスアルファといった考え方もありまして、農業振興方策でも年金プラスアルファ農業収入といった考えがあり、法人組織等でのオペレーターとしての活躍、また草木や山菜などの取り組みも考えられます。このものの販売先については、交流センター、また地域おこし協力隊のほうで確保できるというふう考えております。

また、特産品ではありませんけれども、小規模農家も含めての農家の所得向上の一つとしては、農家民泊を初めとする農業観光の取り組みがあるというふうに思います。現在、予備も含めまして18軒の農家民泊の登録がございます。ことし、今時点でございますけれども、受け入れの予定が入っているものにつきましては大阪や韓国等の中学生が14件であります。年度内では20件を超えるというふうに予想をしております。また、需要はますます増えてくるというふうに考えております。農家民泊につきましては、1回受けると、1泊2日で、1人で5,000円～8,000円の収入になります。4人受ければ2万円～3万2,000円の現金収入になるということもでございます。現在でも、村のほうでも農家民宿開設の支援としまして許可取得に対する補助ですとか建物の改修の補助等を行っております。開設数を増やしたいというふうに進めているところでございます。増やすことによりまして、さらに需要のほうも増えてくるというふ

うに予想しております。

今後につきましては、各集落で人・農地プランの話し合いを予定しております。この話し合いにつきましては、担い手の選出や農地の集積だけにとどまらず、地域農業や地域の将来について話し合う場ということでもありますので、先ほどの特産品等についても話し合うことが必要かというふうに思っております。話し合いの中で地域に合った取り組みを農家の皆さんを中心に検討していただければというふうに思っております。それに対する支援としましては、営農センターでは特色ある地域振興作物補助ですとか営農指導のほうを行っていきたいというふうに考えております。

また、特産品となり得る農産物の研究につきましては、需要者側とかのニーズに対して売り場を確保してから生産を考えるといったことも必要ではないかなあというふうに思っております。今後、そのような面についても検討していきたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 特産品について、今、売り場の確保をしてからってということですが、まだまだどんなものをついていうふうに決まっておらないようです。

きのうの質問でも、中川村は工場誘致は無理だよと、こんな答弁があったと思います。それが無理であるなら、やはり農業振興かなあと思っております。

例として、地味でありますけども、今、漢方薬が大変注目されております。原料での薬草栽培が意外と中山間なんかにも向いているのかなあと、昔から話は進みながら一歩前に進めなんでおるわけでありまして、小さな面積でも栽培者が何人か集まれば大きな面積になるわけでありまして。日本で最も美しい村、中川村ブランドっていうものを、今研究していただけるっていうことですが、以前からも研究しようっていうことが進んでおったかなあと思っておりますけども、もう一歩前に進めるわけでありまして、ことし一年かけてそういったものの模索ができるかどうか、一番は販路が必要なわけでありまして、漢方薬なんかの場合は、やっぱり扱っている製薬会社とかあるわけでありまして、そういったのが研究できるかどうか、再度お聞きします。

○振興課長 薬草、漢方薬のお話をいただきまして、それにつきましては研究すべき事項というふうに考えておまして、先日、県の研修会がございまして、係員2名にその研究会のほうに行っていて、中川村での薬草の栽培の可能性について研修を受けていただいたところでもあります。まだ、どういう品目が中川に合って実際に栽培できるかどうかというものはこれから検討しなければいけませんけれども、特産品の一つとして、薬草等については候補の一つに挙がっているというような状況でございます。

○8 番 (柳生 仁) 中山間の高齢化率は、先ほどの支え合いサポートでもって40何%っていうことで、まだまだ元気に働けるのかなあと思っておりますので、ぜひとも農作業がじっくりできる高齢者、また夢のある高齢者の将来に向けての研究をしっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、研究していただけるということなんで、非常に楽しみにしておりますし、農家民泊のほうも順調に進んでおり、先日、観光客の中で、韓国から来ただけ

ども、宮田村のほうから「年間、相当量、中川村に送っているよ。」という話があり「なんか中川村のほうがすごく増えちゃったね。」なんつって、そうした中で、余談ですけども、「望岳荘さんが大変評判がよくて、ここに泊めてもらいたい。」って、そんな話があったんで非常にうれしく感じております。ちょっと余談を申しましたけども、そんな経過があり、望岳荘も大変評判がよく、また農家民泊もゆっくりでありますけども順調に進んでいるかなと思っております。これも農業所得向上になっているかと思っております。

次に、子育ての主婦に農業講座をということで質問しますけども、もっと輝くすてきな女子になろうっていうことで、この発見は、ことし新聞の中に(現物掲示)遠くで見えないかもしれませんが、女性大学受講生募集っていう折り込みというか広告が入っておりました。これはみなみ信州でやっておること、農協のことなので役場は関係ないって言われたらそれまでですけども、これが大変好評で成果を上げておるという話を聞いております。このことは、女性大学としてJAみなみ信州で取り組んでおり、ことしで10期目になります。このキャッチフレーズが「もっと輝くステキな女子になろうよ！」とあります。村単独ということじゃなくて、JAと相談をして、協力して伊南全体くらいでこれを考えていくことはいいかもしれません。

JAみなみ信州に問い合わせますと、受講者は毎年定員の50名になると聞いております。また、女性同士の仲間ができて子育てにも成果が上がっていると、そんな話があります。農業を全く知らない若い女性が農業を知ることによって視野が広がるそうでもあります。参加者の半分はリピーターと聞いておりますけども、中川村では子育て支援につどいの広場バンビーニが大変好評でありますけども、JAみなみ信州で取り組んでいる女性大学は子育て支援にもなっていると聞いております。

問題は参加する時間でありまして、午前10時～12時っていうことで、大体午前中2時間、これが一年間ほとんど、ほぼ同じ時間でやっており、農業支援と、また農業においては、すみません、畑の準備の体験、それから種まき体験、収穫、植えつけ、すみません、植え付け、収穫、それから全体の管理、こういったことを2時間の間にやっておると、技術面ではJAの技術員と資材を用意してくださると、こんなことでございます。

また、農業以外にもお菓子づくりとか浴衣の着つけとか、災害マニュアル、こんなものもやっており、大変その内容は濃いかあと思っております。

費用は、年間、大人が5,000円で、子どもさんが1人1,000円、これは子どもさんを預かる託児所があるよと、こんな話でございますので、子育ての主婦には大変いい環境かなあと思っております。

小さな取り組みですが、若いお母さんが農業を学ぶことで、宮下村長の考えている農業振興につながるかなあと思っております。ことしはなかなか間に合わないと思っておりますけども、来年に向けてJAと相談して女性の子育て主婦に農業講座ができるような何かアクションが起きないかお聞きします。

○振興課長 JAみなみ信州で行っております女性大学につきましては、年齢が40歳までの女

性で託児つき、組員以外でもオーケーということであれば、子育て支援や仲間づくりの場として活用されていることが想像できるところでございます。

ただ、対象者につきましては飯田、下伊那の地域に住んでいる方なので、中川村からは参加できないのかなあというふうに思っております。

J A上伊那につきましては、女性活動として「集まれ！フレッシュミズ」という講座を14年ほど前から開設しており、おおむね40歳までの女性を対象としており、講座の内容も健康や料理、家庭菜園などとなっております。また子どもの託児所も開設されており、J Aみなみ信州と同様の取り組みを行っているというふうに思われます。上伊那にお住まい、または勤めている方ならどなたでも参加ができるようでございます。今年度には、まだあきがあるということで、村のバンビーニのほうにもチラシが置いてあるようですけれども、やはり周知不足というようなことでございます。このような取り組みがあるということにつきましては、PRには協力していきたいなあというふうに思っております。

また、会場が伊那になってしまうので、なかなか中川村は参加しにくいということもあるのかなあという中で、J Aの担当者の中では伊南での開催っていうのも必要なのかなあというふうなお言葉をいただきました。そういう場合につきましては、伊南の市町村との多少の連携も必要なのかなあというふうには思っております。

また、農業講座ということであれば、少しでもお金を取れるような直売所への出荷、給食センターへの提供といったものを目的とした野菜づくりの指導につきましては、普及センターの協力を得ながら開催することも考えられるのかなあというふうには思っております。

○8 番 (柳生 仁) ただいま上伊那の紹介をいただきましたけども、J Aみなみ信州では、遠くは天龍村から来ておるということで、非常に広範囲で集まっておりますけども、多分その圃場へ来るのに40分くらいかけて来るかなあと思っておりますけども、私、昔から伊南は一つっていう言葉がありまして、宮田から中川村まではみんなて手をつないでいこうよっていうような時代があったし、今もそうだと思っております。そうした中で、ぜひ伊南地域でこういった取り組みができれば、中川も主婦も参加できるかなあと思っております。

農業の振興は初めからうまくいくと思いませんけども、主婦の皆さんが土に触れることでもって何かが変わるのかなあと思っております。ことしのあきがまだ上伊那のほうはあると聞きましたけども、ぜひ来年に向けて伊南地区で何かできないかというのをちょっと研究していただければと思いますが、その部分をお聞きします。

○振興課長 ことしのところについては、J A上伊那の取り組みのほうをPRしていきたいなあというふうに思っております。

もう一つ、農協、J A上伊那のほうについても伊南での開催を検討しているようですので、まずはその動きを注視していきたいと思えますし、必要であれば、要請等が農協のほうからあれば、伊南の中でも少し検討はしていきたいというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) 農業振興は中川村の大きな課題かなあと思っておりますので、小さ

な栽培であっても、また1人であっても2人であっても前へ進められるような、そんな政策を宮下村長にもお願いして、私の質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、2番 飯島寛議員。

○2番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問いたします。質問内容は「中川村の保育園の態勢について」でございます。この「たいせい」という字は「体」ではございませんので、現状のそういったことではなくて、もっとソフトな部分、内面的なものについてお尋ねしたいという気持ちを込めておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

今、我が国では子育て支援、子育て支援と叫ばれております。今までの議員たちの質問にもこの言葉が耳にたこができるくらいぼんぼんぼん出てくるわけですが、子育て支援なくしては現代社会や将来がないというふうに言われるほど、この言葉がちまたにあふれております。オーバーフローしそうな子育て支援という言葉を抱えていく私たちが当たり前前に生活している日常生活の裏側にも子育て支援の落とし穴があるのかもしれないというようなことを考えまして、今回の質問になるわけでございます。

私は、中川村保育所運営審議会委員を務めております。当然、保育園も重要な子育て支援の施設であり、子育て支援の一翼を担っているというふうに思っております。子育て支援の落とし穴っていうふうに申しましたけれども、保育所運営審議会では、両保育園の収支状況や園児数の状況を審議しています。経営主体は中川村ですが、運営の実態は園長さんを初めとする保育士の皆さんたちです。これはご承知のとおりでございます。保育所運営審議会とはいっても、審議するのは今申し上げたとおり保育所の運営費の予算の実態等々、具体的に内面まで深くえぐり込んだことを審議しているわけではございませんで、保育園の抱える問題事項とか実態、あるいは要改善事項といった状況は非常にわかりにくいものがございます。保育士の皆さんは、片桐とみなかた等の人事交流はあったとしても、役場の職員の皆さんとの交流は全くないわけで、資格が要りますし、そういう面では、ある程度隔離された中で運営されておるというふうに認識してもよろしいのではないかとこのように思います。実態がつかめないからこそ、どこかに落とし穴があるんじゃないか、要改善事項がどこかに見えてくるんじゃないか、うずもれておってわかんないことがあるんじゃないかというような思いから、この質問をするものでございます。

令和元年5月10日、改正子ども・子育て支援法が成立しました。保育の無償化は消費税増税に合わせて10月から始まります。恐らく、これは半年間補助があっても、あとは少額で続いても費用の持ち出しは自治体のほうに任されることになろうかと思えますので、村の財政を逼迫させることにならないかということで非常に危惧したところでございますが、実態は2,000数百万円程度の持ち出しで済むんじゃないかっていうような話も聞きましたんで、それほど村に重要な費用負担っていうものが出てこないのかなあというふうには思っております。

それについては、国の基準に満たない施設も対象に含まれるため、安全面を中心とする保育の質の確保が課題というふうに報道されていまして、不安心理をあおることばかりが報道に載ってくるわけでございます。改正子ども・子育て支援法は、報道では給食費の徴収や認可外保育園の扱い、さらには障害児の生活指導などを担う児童発達支援も含まれるとあります。これが抽象的でよくわかんない部分があるんですけども、そこら辺も含めまして、同法に対する中川村の対応の課題はどんなふうに考えているのか、具体的なことをお聞きしたいと思ってこの質問をしたわけでございます。この質問の趣旨は、村民にとって両保育園の実態が先ほど申しあげましたように全くわからない状況を踏まえて、一般の保育園と比較した場合に、一般ってというのはただの、中川村では、支援法の対応について、中川村独自の問題とか不安材料があるのかということをどの程度認識しているのか、それについてお答えいただきたいと思っております。お願いします。

○保健福祉課長 ただいまの質問ですが、保育の無償化のことも挙げられておったと思っておりますので、その辺のところを重点にご説明いたしたいと思っております。

給食費、いわゆる副食費の考え方については、国では保護者負担を原則としております。食材料費については無償化の対象から除くということが原則となっております。

生活保護世帯とかひとり親世帯など、それから同時入所で第3子以降の児童については、現在も保育料の無償化がなされております。

今回、国から示された対象は年収360万円未満相当世帯の第1子から副食費を無償化するよう拡充が図られております。

村における副食費の免除対象範囲については、今度の10月の施行までに検討することとなります。近隣市町村の動向も踏まえながら、食材料費が著しい負担にならないよう進めていきたいと考えております。

おっしゃられた児童発達支援の障害児と言っていいかどうかわかりませんが、おっしゃられた児童発達支援の対象の子どもは、今のところいないように思われます。ですが、必要に応じて保育所、御家族の方と丁寧に話をしていきたいと思っております。

○2番 (飯島 寛) 今ひとり親だとか低額所得者の話が出てきましたんで、ちょうど2番の質問にも関連してきますので、続いて2番の質問のほうに移らせていただきます。

保育園の入園条件についてということで、バンビーニでの議会議員との懇談会では、未満児保育は申し込み時に母親が就職していることが前提となっているが、駒ヶ根市、飯島町のように保育開始後3ヶ月以内に就職すればいいようにはならないのかという意見がありました。こうした意見はどのように対応するのかという村の意見をお聞きしたいわけですが、ここには、先ほど話に出てきましたようにひとり親というのが該当になるかと思いますが、そういった方からの意見でもありましたんで、そのことについて、ちょっと対応している他の飯島や駒ヶ根市のように対応する気があるのかどうなのかについて、まずお聞きしたいと思っております。

○保健福祉課長 保育所は、基本的に家庭での保育が困難な児童を預かり保育することを目的とする施設であって、これは3歳以上児も未満児も同じです。母親が就職していることが前

提というよりは、何らかの理由によって家庭での保育が困難な場合に入所を認めております。

就労に関しては、当村の場合は3ヶ月以内というような猶予期間は設けておりませんが、就労先と期日が決まれば、その時点で申し込みは可能であり、就労時から預かることも可能です。けれども、未満児の定員とか保育士の確保などによって受け入れができれば待つていただく場合もあります。

未満児保育の希望というのは年々増える傾向にあります。真に保育の必要な家庭の児童を受け入れるためにも、また子どもさんのためにも、御家庭で保育ができる環境があるうちは、できる限り御家庭で見たいと思います。

○2番 (飯島 寛) ご承知のように、今のように就職が決まなくてもバンビーニにあるじゃないかというような意見があるかと思っておりますけれども、実はバンビーニは有料なわけですね。公的な保育園に入れば、もちろん生活を、シングルマザーで生活苦みたいの人たちには、ある程度、年収が360万円に満たなければ無料化することも可能なわけで、ここに大きな差が出てくるんで、その方は、ぜひ3ヶ月後、要するに求職活動、就職を求める、仕事を求める間にも子どもは誰かが面倒を見なきゃならないよという状況にせっぱ詰まったときに、それすらできないってひどいじゃないのというような意見だったというふうに私は認識しておりますので、それを考慮したときに、当たり前前に3ヶ月以内に就職しなきゃだめよとか、そんなようなことで縛ってしまっってはちょっときついものがあるのかなということなんで、ちょっと考慮する要素があるのではなかろうかということでこういう質問をしたわけで、現状のことの説明を受けるつつうものではなくて、そういうことを前向きに考えてほしいという質問でございますので、そのことについての取り組み姿勢をお聞きしたいと思っております。

○村長 今、保健福祉課長が、まず原則を申しましたが、申しあげましたが、家庭で保育に欠ける子どもさんを責任を持ってお預かりすると、こういうのが原則でありますので、ひとり親の御家庭なんかは特に、当然働かなければならないということはよくわかりますので、そういう場合には、もう家庭で見る方がいらっしゃらなければ、当然お預かりをしていくと、こういうことでありますので、お間違えのないように、どこで3ヶ月、もうちょっとたつたらとかいう話が出てくるのかということではありますが、これはちょっと、ある面ではこちらの説明不足ということもあろうかと思っておりますので、そこところは誤解がないようにしていきたい。ただし、基本的には、3歳になってからは、もう全員をお預かりします。ただし、未満児の場合には、やはり、本当1歳になるかならないかくらいからっていうのは、やっぱり、まだお母さん、あるいはおうちにいらっしゃれば見たほうが当然いいということがありますので、そういう意味でお答えしたということの一つご了解いただきたいことと、バンビーニにつきましては、昨年ものろんなところから、議員からのご質問もありました。それからバンビーニの運営の責任を持っていらっしゃる方からの相談もありまして、4月1日以降については、どなたでも500円の登録料なしに自由に——自由についていうか、利用いただけるようにしてありますので、そこんところは間違えのないようお願いしたいことと、

	<p>バンビーニは、子育て支援の施設ではありますけれども、保育園とは違いますので、そこもお間違えのないようにお願いしたいと思います。</p> <p>バンビーニでやっているところに、一時預かりというのを確かにやっています。それは、何だ、子どもさんを一時的に保育園じゃなくても預かれる、預かってもらえる、ベビーシッターという言い方はありませんが、そういうグループがバンビーニを使って一時的に子どもさんを見るということも制度としては認めておるといことありますけれども、これはこれでお金が要りますので、この2つをやっておりますから、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>○2 番 (飯島 寛) 当初の質問内容と若干ずれて、変なところで討論も始まっちゃいましたけれども、保育園の入園条件というところが問題でありまして、バンビーニのことよりも、まず駒ヶ根市や飯島町のように保育開始後3ヶ月以内に就職すれば未満児の保育はできるのかということをお聞きしたかったわけでございますので、そこら辺、お間違いないようにお願いします。</p> <p>続きまして、同じくバンビーニに関してでございますけれども、バンビーニというのは改正子ども・子育て支援法の認可外の保育園に該当するのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。</p> <p>○保健福祉課長 バンビーニは、親と子どもが相互に支援と交流を図る場であって、子育て支援拠点施設です。そのため、認可外保育園には該当しません。</p> <p>○2 番 (飯島 寛) となれば、先ほどの前段の質問が非常に重要な意味を持ってきますので、再考願いたいと思っております。</p> <p>続きまして、保育士の正職員と臨時職員の状況についてお尋ねします。</p> <p>1番として、村内両保育園の保育士に占める臨時職員の比率は非常に高い状況にあります。村民や保護者にとって、未満児保育を含めた保育体制は十分に機能しているのかどうか非常に気にかかります。別に臨時職員の人だめだということを申しているわけではありませんが、正職員と臨時職員の保育士の皆さんの人間関係や勤務時間等々が一般の保育士に負担を強いる状態にはないのか、どちらかといえば、時間外だとか早朝保育等がありますので、それを全部正職員が担当するということになるのと相当厳しいものがあるわけですが、そういう実態がこちらではわかりませんので、負担を強いる状態にはないだとか、そんな理由から十分な保育ができていないのかというところに疑問符がついてもまずいことでございますので、そういった実態を常に把握しているかどうか、面接やヒアリングだかということを通じて実態把握がどの程度行われているかお尋ねしたいと思います。</p> <p>○保健福祉課長 平成26年の10月から毎月1回、保育園長、主任と合同会議を、保健福祉課の担当と会議を開催して、園内の様子や対応について協議を行っております。担当は、その都度、園を巡回して様子や対応について協議を行ったり、また園長も何かあれば保健福祉課に相談に行きますので、連携をとって把握に努めるよう心がけております。</p> <p>臨時職員との面談やヒアリングは、その都度実施していきまして、実態把握に努めております。</p>	<p>○2 番 (飯島 寛) 実態把握の結果、一部の人にしわ寄せが行くというような状況はないというふうに理解してよろしいわけですね。</p> <p>○保健福祉課長 園長との間で実態把握について面談やヒアリングは行っておりますので、細かいことがあれば合同会議等で周知があると思っておりますので、今のところは、それほどないかなあと思われます。</p> <p>○2 番 (飯島 寛) 現状ではそういうことがないというふうに認識はしますが、ただ、お願いしておきたいのは、そういった会議が園長やら福祉課のほうからの上から目線ではなくて、内部の実態を把握するために、こんなことで困っているんですよという声が聞けるような体制をぜひ組んでいただきたいというふうに思うものであります。</p> <p>2番の質問にまいります。</p> <p>待遇については、アルバイトでもフルタイムで働く人には、そもそも社会保険や雇用保険などは正社員と同一の扱いにしなければならないとされていますし、アルバイトでもフルタイムの場合は、正社員と同じく社会保険、健康保険や厚生年金ですけれども、や雇用保険に加入させる必要があります。当然のことですが。保育士の待遇についてもこれに準拠しているとは思いますが、どちらかといえば正職員を優遇するというような状況が、あってはならないことですが、何か言いたいこと、このことはどんなふうですかとか、残業時間についてはどうですかとかいうようなことを風通しよく臨時職員の人から吸い上げる体制が整備されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>○保健福祉課長 社会保険、それから雇用保険には、社会保険の加入資格に基づいて加入しております。</p> <p>また、村で決定した臨時職員関連経費というのに基づいて半年ごとに賃金を算定して雇用確認書を取り交わして、それから、村長と臨時職員との合意のもとに雇用契約を結んでおります。</p> <p>○2 番 (飯島 寛) もし、そんなことでちょっとおかしなことがあれば、これは労働基準法にえらく抵触しちゃいますので、間違ってもそんな答弁は出ないというふうに想定しておりましたが、そのとおりでございましたので、話は次にまいります。</p> <p>村内には、近隣市町村に保育士として勤務する実態があるというふうに聞きます。その理由は、村内保育園には新たに勤務する人事的な余裕がないのか、あるいは待遇面で差があるのか、そういったことをどんなふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>○保健福祉課長 近隣の保育士さんおられると思いますが、中川村の実態というのもよく知っています。園長が保育士が不足したというようなときに、園長が声かけなどを行っております。ですが、そういう声かけをしたときに回答というのが、やはり今まで働いていたところのほうで安心できるといったような意見が多いと聞きます。</p> <p>それから、待遇面については、決して他町村と比較して待遇が悪いということはないかと思われます。むしろ、待遇面では一時金というのもつけていまして、条件はよいかなあとと言えます。</p>
--	--	---

それから、臨時職員も正規職員と同等の勤務につかざるを得ない状況というのを考慮しまして、責任に見合った待遇に近づけるために、平成 29 年度から常勤のフルタイム勤務の臨時保育士で 3 歳以上児クラスの担任となった場合には担任手当を支給しております。それから、平成 30 年度、翌年からですが、3 歳未満児クラスの担任についても担任手当を支給しております。

○2 番 (飯島 寛) 相当前向きにきちっとやっておられるということが答弁からはうかがえますので、そのことについては一安心いたしました。

続きまして 3 番目の質問です。臨時職員の無期転換の状況と実態について。

改正労働契約法の施行により導入された無期転換ルールは、私が質問するまでもなく十分承知しておられることと思います。臨時職員の無期転換ルールとは、自動的に無期契約に転換するわけではなくて、労働者本人からの申し込みがあった場合に限られます。具体的には、申し込み時の有期労働契約が終了する日の翌日から無期労働契約が始まります。例えば 1 年契約で 2019 年、平成 31 年 3 月 31 日に通算期間が 5 年になる労働者は、2019 年 4 月 1 日から 1 年の間に転換変換の申し込みを行った場合、翌年、2020 年の 4 月 1 日から無期労働契約になるというものです。当然、正職員になるということなわけでございます。

保育士に臨時職員が非常に多い実態と、臨時職員にも社会保障は完備しているとはいうものの、正職員と臨時職員には働きがい等々で大きな差があるのではないかと思います。無期転換ルールを活用して正規職員になろうとする臨時職員に制度の積極的な対応を控えるように働きをすることなどは、あってはならないことですし、当然やってはいないと思います。こうした前提に基づいて、どの程度、この無転換ルールを、毎年毎年、5 年を経過する人を含めて全臨時職員の皆さんに周知しているのかお聞きします。

○総務課長 保育士に限らず、臨時職員全般にかかわる問題でありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、前提といたしまして、日本の労働法制は、いわゆる公務員労働者と民間労働者との間の 2 つの体系に分かれております。おっしゃられました無期転換ルールにつきましては、仰せのとおり労働契約法に定められておるものでありますが、労働契約法は第 22 条第 1 項におきまして「この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。」というふうに明記をされております。村の臨時職員は地方公務員法に基づく臨時的任用で任用されております地方公務員ということでありまして、労働契約法は適用されません。したがって、無期転換ルールも適用されないの、周知はしてきておらないというのが実態でございます。

いわゆる臨時的任用というものは、自治体の職場では常態化をしておりますが、もともとは極めて例外的な制度でありますので、いわゆる法が想定をした趣旨に沿わない運用が多いともいうふうに言われております。本来であれば一般職の非常勤職員というふうに位置づけなければいけないところでもありますけれども、地方公務員法や地方自治法におきましては、その部分の規定が極めて不明確であります。といった事情

もありまして、来年 4 月施行の改正法によりまして臨時・非常勤職員の運用は抜本的に見直すということになっております。具体的には会計年度任用職員という制度がスタートいたしますが、これは無期転換ということではなくて、1 年ごとの契約ということではありますけれども、少なくとも待遇面におきましては正規職員にかなり近づくことになるというふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) 地方公務員に現状では該当しないということは私の認識不足でしたが、ネットを調べてみますと、保育士ですが臨時職員から転換できるのか、できないかっていうような質問が幾つも載ってございましたので、当然ながらできるんだという認識でこの質問を設定しましたので、その点はおわびしながら訂正をさせていただきます。

この質問は、単に臨時職員の方々を救済して正規職員に引き上げようと、働きを強化せよと申し上げているわけではございません。臨時職員の皆さんが感じている正規職員の方々への遠慮意識などを払拭して、より充実した子育て支援の確保の一助にしようという思いからでございますので、ご理解あれということでございます。

加えて、臨時職員の方々の中にも自分自身が子育て支援の対象となる方もおられるかもしれません。もしおられたら、自分自身が子育て支援の対象者ならなおさら、より充実した勤務体制を確保し、保育業務に専念して子育て支援を実践できるように方向づけていくのが行政の責務だというふうに思われますので、ご認識をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長 いわゆる待遇の均等ということかというふうに思います。

いわゆる同一労働同一賃金ということも言われておる中でありまして、幾ら公務職場とは申せ、趣旨については同様に適用させなければならないものであるというふうに思っております。

先ほども答弁いたしました、会計年度任用職員という制度につきましては、有期の雇用ではありますが、当然引き続き契約が更新されるということも前提というか、想定した上での制度でありまして、いわゆる昇給といったことも組み込めるような制度となっております。基本的には——基本的にと申しますか、枠組みとしては正規職員と同等の待遇に極めて近づくものというふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) 極めて前向きなご意見をいただきましたので、大変うれしく思います。

最後の質問にまいります。

大津市の保育園児交通事故からということで、大津市の痛ましい保育園児の事故は、まだ記憶に新しいところです。

中川村でも、みなかた保育園では信州やまほいく認定制度があり、片桐保育園でも園児の農場が遠いために、時々そこへ移動する園児の姿をよくよく見かけます。保育士さんと連れ添っているわけですが、両保育園ともに園児が保育士の皆さんにつき添われて保育園から外出する機会も多いと思われまます。これはお散歩も含んでいるんですが、片桐保育園の場合は、特に牧ヶ原へ通じる道路は交通量も多くて、結構

飛ばしてあるく方が多いふうに感じます。だから、あそこに信号機もついておるんでしょうけれども。

ご承知のように、ここに書いてありますように、松本走りなどと呼ばれるような非常に恥ずかしいことが日常茶飯事に行われている現状を鑑みた場合に、当然あそこには、農業車両は歩道にも入りますので、そんなポールを立てるわけにはいきませんが、事故が起きちゃってからは万事休すになっちゃいますので、そのために行政側から保育園に対して具体的にどういうふうにかような事故を反映して防止に努めるかということを示唆が出されているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 この事故を受けまして、5月10日に国と県から保育所外での活動の際の移動経路の安全性の再確認と、それから保育所職員への徹底を周知するよう注意喚起のメールが届きました。それに基づいて園長に周知をしてきたところです。

事故翌日の5月9日に片桐保育園では、2歳児以上の園児と全保育所職員で危険箇所の確認と、この場所でどうやって子どもたちを守るのかといった検証を行いました。

それから、みなかた保育園では、5月29日に散歩コースとなります大草城址公園方面の確認ということで、全保育所職員で実施をしてきました。

それから、5月末ですが、駒ヶ根警察署から散歩コースの危険箇所を把握するための調査以来が届きまして、提出資料に基づいて駐在さんと点検をこれから行う予定となっております。

これだけ大きな事故でありますので、周知徹底の通知もあって、職員も危機管理はできていると思われま

○2番 (飯島 寛) 現時点では十分な対応ができたというふうに報告を受けたと認識しております。ただ、問題は、これに継続性があるかどうか、マンネリ化しないかどうか、知らないうちに亡くなってしまうということが絶対にないように、事故が起きてからでは遅すぎますので、ぜひとも配慮いただきたいと思

以上をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時35分とします。

[午前10時10分 休憩]

[午前10時32分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳議員。

○4番 (大原 孝芳) 私は2問を質問したいと思います。

まず最初に、「国による自治体職員減少への方針等について」を質問したいと思います。

昨日、7番議員のほうからも同様の質問が出ていました。また、きょう信毎のほうで村長のお考えなんかも報道されましたので、ちょっと重複しますが、また違った角

度でちょっと質問したいと思

財務省は、5月22日の財政制度等審議会分科会において地方財政の改革案を議論した。警察官や消防士、教師らを除いた地方自治体の一般職員数が2018年までに4年続けて拡大し計1万人が増えた点を取り上げ、今後の人口減少ペースに合わせると2025年には約3万人減らせると、そういう試算を提示しました。また、人口知能の活用などで事務作業を効率化し、着実に人員を絞るように求めたということが各新聞紙上等で報道されました。

私は、この報道を目にしましてまず思ったことは、平成の大合併の問題をまず一番最初に思い出しました。2004年ですか、5年ごろですかね、当然、中川村も同じようにその波に乗せられ、当時は、私もそのとき議員していましたが、中川村は今後、地方交付税等の減少により破綻をしていくと、そういうシミュレーションの説明を受けながら、もう合併は避けて通れないと、そういうことを言ってきたわけです。

また、これからさかのぼってみますと、国と地方の関係の中においては、3・11の地震の後、公務員と私たちの給料も削減した経過がございます。また後で戻りましたが、そうしたときに、自治体に対してそれをある程度半強制的にやっていただきたいと、お願いなんです

それから、最近になりますと、ふるさと納税について、特に大阪の泉佐野市とか、非常に大きなお

このように、国が当然財源を持っているものですから、地方に対して今回の職員減少への方針っちゅうことで、これ財務省なんです

それから、ちょっと自治体に対してではないんですが、ここ両日の話ですと、今95歳まで長生きするには夫婦で2,000万円貯蓄しないとだめだとか、そういった、国が本来きちんと地方を見、また国民をきちんと行政として責任を持っていく立場であるのに放棄したような、そういった情報

こういうような中で、中川村は、元へ戻りますが、この財政審議会の分科会については、将来人口が減るということを前提に、地方においても当然財政がこれから厳しくなるから、人口が減る分、職員の数も減らせるでし

旨に読み取れます。

きのうの村長の答弁の中で、もう少し、何ちゅうんですか、前向きに捉えて、将来、ここにも書きましたが、A Iの活用などで事務処理が効率化されるから、そんなに懐疑的には感じないちゅうようなご意見もありましたが、非常に国の押しつけ的に捉えざるを得ないと、それで、これも2025年ということですので、もう6年もすればこういうことが具体化してくると、そういうことでございます。

そういう中で、ここにも書きましたが、2000年以降、平成の大合併の論議のときに中川村も当然職員の数とか、前村長のときにもいろいろ職員の数の論議もございましたが、大分今日減ってきていると思います。現在、きのうの予算書の資料を見ますと74名とか75名とかってありましたが、そういう中で、まず質問したいのは、そのころから今日に至るまで職員の数は減ってきていると思いますが、どのような経緯をたどり、そして今日に至っているかと、まずその経緯をお聞きしたいと思います。

○村 長 2000年以降の職員数の変遷、変化ということについて申し上げます。

国の第2次分権改革が始まりました平成18年度、2006年度から10年間は、定員管理適正化計画、いわゆる集中改革プランというものをつくり、それでもって職員を適正な数ということで、実際には削減をしてきたということであります。28年度以降は、この計画を引き続き策定はしておりません。

2005年、平成17年4月1日の職員数は91人であります。5年後に86人、10年後に81人にすると、こういう計画でございまして、実際に2015年、平成18年の4月1日の職員は計画以下の78人まで削減をいたしました。現在も78人であります。

条例上の職員定数は、教育委員会部局、議会事務局、村長部局、全部合わせまして85人ですけれども――失礼。現在の職員数は79人でございます。定員ってというのは、いわゆる正規職員の数でありまして、臨時職員は含んでおりません。変化、どのように変わってきたかということをお知らせすると、こういうふうに変わっております。

○4 番 (大原 孝芳) 当時のちょうど、何ですか、大合併の論議があったときに、究極の行政改革ってということで、人数を減らせば非常に人件費が浮いて、その分が、国の指針もそうなんです、お金がかかるから皆さんまとまって効率よくして財政を少し圧縮しようっていうのが大合併の趣旨ですから、当然職員の数も減らせば減るだろうと、だから、きのうも7番議員との論議の中で、質の問題よりも、まずお金の問題で多分始まったと思います。したがって、今回、財務省が目をつけたのはA Iの活用で事務作業効率を、これも、村長もありだなあっていうようなきのうのご答弁だったんですが、まず国の見方っていうのが、よく地方の実態を全然把握していないということもありますでしょうし、後でも出ますが、あんたたちは基金をたくさん持っているから、何も、今まで以上に厳しく査定して、事業内容をしっかり見て、ほいで少しでも国のお金をお上から地方へお金を払わないと、そういうシステムと考えざるを得ないような状況でございます。

今回、今職員もさながら、議員の数も16から10名にする、あるいは農業委員の数

も大きく減らすと、つまり人員を削減すれば当然人件費は減りますから、その分、改革として成り立つと、そういう乱暴な論議が今回ずっと続いてきたわけでございますが、先ほども言いましたが、今回のこういった財務省の考え方も、そういうことも根底にあるのではないかと、そういう思いがいたします。

それで、2番議員ですか、2番議員もちょっと今、保育所の問題ですが、臨時職員のこと踏まえて今議論がありましたが、今後、例えば、きのうもちょっといろいろ財務の方とお話したっていうことでしたんですが、当然職員の数も条例を持っているということでもありますので、例えば、こういう2025年までに国からいろんなことに対してはきちんと対峙していくちゅう村長のお考えなんです、今臨時職員も結構仕事量に応じて多く存在しています。したがって、今の条例にある人数では足りなくてやっているとと思うんですが、今後、今の定数条例にあるような人数でどういうふうに進んでいくかっていうようなことをちょっとお聞きしたいんです。つまり、オーバーワークになっているから臨時職員も使っていくのか、もっと条例を変えてでも、今後人口は減るんでしょ、今の村長の思いで職員を多くして住民サービスを向上させていくと、そういう意味で、今のものをキープするか、あるいは臨時職員を使わなくて、もっと正規へ入れながらも行政サービスを向上させていくとか、そういう一つのこれからの流れをどんなふうにお考えか、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○村 長 職員につきましては、業務の継続性ということが第一であります。今現在60歳で定年になりまして、定年後は再任用という形で経験を生かしながら希望者には勤めていただきますが、ここでやめることによって、職員が補充されませんと、その人の持っているスキルといいますか、経験、法や条例の解釈、こういったことがきちんと引き継がれないというような傾向がどうもあるので、このことを、職員を継続的に雇用をして育て、それが業務をつなげていくっていうことの重要性だと一つ思っています。

ただし、人口が当然減ってきます。そうしますと、特に保育所というか、子どもの数が減ってまいりますので、こういったところでは当然、今それぞれの年齢段階で保育士が何人は見ますっていう基準が、厚生労働省の基準があります。その厚生労働省の基準より上回った基準で保育士を配置しておりますし、加配、加える配置なんですけど、加配の保育士の先生たちには正規の職員を充てる場合もありますし、ただし、どうしても子どもが減っていきますと、保育士として正規の職員をしっかりと雇っていくことは必要ですけど、そうしますと、言い方は変ですけど、子どもの数に対して保育士の人数が過重になるということがどうしても出てまいりますので、どうしても、先ほど総務課長もお答えしましたが、臨時的任用、来年からは期間任用の保育士さんという解釈になりますけれども、こういう方をお願いせざるを得ないということの実態もご理解いただきたいということでもあります。

それから、もう一つ、高齢者が増えていきますので、これからは自治体の職員もどういふところに力を入れていくかっていうことを考えたときに、民間のもちろん力を借りながらということでもありますけれども、高齢者の皆さんに対してのサービスがきっちりいくか、いけるような格好での配置っていうことも十分幹えられます。

全体としましては、業務の継続性、それから人口の動向、こういったものを加味しながら職員の定員はあるべきだと思っておりますので——定員といいますか、正規の職員はいるべきだと思いますので、両方のことから考えにやならんだろうということでありまして。

○4 番 (大原 孝芳) 行政の職員っていうのは、よく結構、私もほかの自治体の議員さんと会うんですけど、例えば職員の数を減らすことをすごく唱える方もいらっしゃいますし、それによって住民たちは非常に、何ていうんですか、それに対してはよしとする方も当然いらっしゃるでしょうし、私は、行政の仕事っていうのは際限がないと思うんです。つまり、一生懸命やれば当然職員も要りますし、つまり、何か対価を求めてやっているわけじゃないんですよ。つまり、行政サービスっていうのは住民のための職員ですので、村長の思いで中川村を本当に公約のようにやりたいにはこの人数が必要であれば、自信持ってそういった数を確保すればいいでしょうし、そういう意味で、しっかり村長のアイデンティティーを持っていただいて進めていっていただきたい。

ですから、こういった国の非常に乱暴な政策に、今後も出てくると思いますが、きのうの答弁でしっかり対峙していくということでございますので安心してありますが、ぜひ、こういったことを住民にもしっかり理解していただきながら進めていっていただきたいと思っております。

この件で②のほうについては、きのう7番議員もおっしゃって、中川村には基金が20億円近くございますかね。よその自治体を見ますと、伊那市とか、非常に予算大きいもんですから、100億円とか、非常に大きな基金として持っているんですが、ちょっと問題がずれちゃいますが、例えばこの基金は、私は、きちんと職員の皆さんが本当に丁寧に予算を使っていただいた結果でこういった基金として残っていくということで、非常に評価したいし、きのうの意見の中で少し仕分けをきちんとやりなさいちゅう、そういった課題も出ていますが、やっぱり当然必要なものであるし、これが一つの、もう少し、できれば村の予算の1年分ぐらい、30数億円ぐらいあれば、まだもっと安心できるんでしょうが、こういったことがあるがゆえに非常に緊急時に対応できるという意味で、非常に大事なお金であるというふうに認識しております。ぜひ、こういったことも住民に、基金のあり方とか、こういう問題が出ると、当然、わけわかんない人からすると、やっぱり何でそんなお金が民間でないのにお金がたまっていっちゃうのみたいなこともありますので、私たち議会でも、住民懇談会でも基金のあり方については説明していますが、ぜひ、また住民の皆さんにもしっかり周知していただけるようなことも進めていっていただきたいと思っております。ちょっとこれは、質問の答えは結構でございます。

次に、「社会問題となっている高齢者の運転について」と質問としたいと思います。

まず①としまして、内閣府の調査において、これは朝日新聞の報道でしたが、高齢者の白書を今内閣府のほうでつくるということで、そのデータでございますが、外出時に車を運転する人は70代後半で45.7%、80歳以上で26.4%、また中身で、運転は

一定の年齢でやめようと思っているっていう方が40.4%で最も多かったんですが、年齢や身体的な支障の有無にかかわらず続けようと思っているという答えをした人も11%いたっていることが報道されておりました。

それで、私たちが今一番注目しなきゃいけないのは、年齢や身体的な支障でいろいろあってもどうしても乗るとい方がいらっしゃるってことでございます。つまり、今法律で認知症の検査を受けて、もうそこで弾き飛ばされる人もいて、やむなく免許を返還しなきゃいけない、返納しなきゃいけない方もいらっしゃるんですが、そのときには障害確認されなくて、それで運転したいと、それと、いろんな事故があったりしてメディアが取り上げるもんですから非常に多いような気がするんですが、これは今までもずっとあったんじゃないかなあとと思いますが、中山間で我々みたいな村と、それから都会で起きた事案とは全然環境が違いますので、一くくりでは言えないんですが、これは全国の調査ですので、このアンケートは。

ですが、まず私思うのは、先ほども農業問題で出ていたんですが、高齢者の力をお借りしないと、今農業っていうのは、兼業もそうなんですが、保たれていない状況にあります。したがって、中川村においては軽トラやなんかに乗る手段として非常に大事な交通機関であるわけなんです。したがって、私は、こういった問題っていうのが避けて通れないと。したがって、例えば、きょうもNHKの世論調査ちゅうのも朝のニュースでやっていましたが、今全国的な傾向なんですが、何か事が起きると、すぐ、じゃあ法律の縛りを強くして免許を返納する仕組みをつくってしまえばっていうような意見も当然出ます。それが、今朝のNHKのアンケートは65%の方が、それは法律で縛って、縛ることによってこの問題は解決するだろうと。じゃあ、もし中川村にそれを、もし、当然これは道交法を変えたり、そういう作業に入ってくると思うんですが、それをされたら、先ほども話題になりましたが、農業っていうのが、もう高齢者に頼っている農業で、軽トラを運転できない方が農業をやっているっていただくちゅうことは非常に難しくなるだろうと、そういう意味も込めて、私も今回非常に、社会的な問題もそうなんですが、中川村にとって車を運転できないっていうことはどういうことが起きるかなっていうことを非常に、交通事故も当然悲しいことになるんですが、思っているわけです。

したがって、まずお聞きしたいのは、ここに、もう一個、すみません。80歳以上で26.4%ちゅうデータがありますね。つまり4人に1人が80歳越えても運転をしたいって言っているんですね。それで、果たして、私もこのデータを見たときに、じゃあ中川村の80歳の方は恐らくほとんどの方が運転できると思うんですね、例えば障害のない方以外は。そうしたときに、こういったことを、大きな事故とか問題、中川村にとってそういった方々にどういうふうにサポートできるかっていうことで問題提起させていただいているんですが、まず、こういったデータっていうんですかね、そういうものを村ではお持ちでしょうか。つまり、高齢者が運転できる人数とか、例えば、何ちゅうんですか、何歳ぐらいの人たちが今どんなふうには運転してとか、そこら辺をちょっとまずお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、高齢者の実態ということではありますが、村では公共交通に関する計画を持っておりまして、その計画の策定に当たって意識調査やアンケートを行っておりまして、それを通じて実態の把握に努めてきたということでございます。

平成 25 年度に中川村地域公共交通総合連携計画というものを策定いたしました、その折に交通と暮らしに関する意識調査というものを行いました。その意識調査によりますと、70 歳代の方の 83%、80 歳代以上の方の 40%がいわゆる免許保持者という結果が出ております。

最近になります、平成 29 年の 3 月には現在の計画であります中川村地域公共交通網形成計画というものを策定しております。これを策定するに当たり日常の移動と公共交通に関するアンケートというのを行いました。このアンケートでは、自家用車を使えなくなった場合、全体の 96%の方が「困る」あるいは「ある程度困る」というふうに回答をしております。また、「いつか自分が運転できなくなる日が来ることを意識しているか」という問いに対しましては、50 歳代から 70 歳代にかけて 7 割を超える方が「強く考えている」あるいは「ある程度意識はしている」というふうに回答をいただいているところであります。

○4 番 (大原 孝芳) 今、すみません、確かにそういうデータがあったなあと今思い出したんですが、さっき平成 25 年でしたかね、このデータ、そうですね。そうすると、今 80 歳代の方が 40%っちゃうもんですから、6 年ぐらいたっているもんですから、74 歳、当時、大分年齢構成も変わっていますので、ほいで、じゃあ 70 代の方が安全で 80 代が危険とは言わないんですが、つまり、当然私たちも含めて、歳とれば当然運動能力落ちるように、車に乗れないっていうことがまずイメージできないですね。私、ここにいらっしゃる方は 100%持っているもんですから、免許を。自分が免許を返納しなきゃいけないようなことって誰かイメージできますか。つまり、非常にこの村に住むには車に乗るっていうことが必須条件になっています。その免許を返納するっていうことは非常にハードルが高いということで、しかし、現実問題として中川村では、さっきのいろいろ子どもさんを巻き込む事故とか、いろいろなお店に突っ込むとか、そんなことがいろいろ報道されます。大きな事故はないにしても、必ずそういう時期がやってくるし、そういう危険性をはらんでいるということでもあります。

したがって、私は、この問題を、国の制度とか、そういうものを待たずに、当然何か対応しなきゃいけないんですね。だから、村として、まず何ができるかっていうことを考えていただきたいと、行政の皆さんも私たちも一緒なんです。

それで、まず子どもの安心・安全っていうことですが、先ほども交通安全のことでお二人の方がいろいろ質問されています。つまり、事故が起きれば、被害者も当然ですし、加害者にとっても大きな不幸であります。したがって、村においては大きな事故は、そういったことに起因する事故は起きていないんですが、可能性としては十分あり得るかなと。

それから、今まで集団登下校何かしていますよね。これも子どものためにいいと思っ

る可能性だってあるわけですよ。だから、考えてみれば、親が通学に乗せていくのが一番安全だったり、そんなようなことも考えられたり、非常に、いろんなことを考えれば切りがないんですが、これといった、この方法に対してどれが一番効果あるっていうことはなかなか言えないような状況であります。まず中川村として、こういう現状を捉えながら、私の一つの案ですと、例えば 80 歳以上の方で載っている方がもしいらっしゃったら、子どもの通学時間にはなるべく通学路を走らないようにしてほしいとか、それから、お金に余裕ある方はそういった車を、安全な車、今何かありますかね、いろいろ各メーカー出ています。それから、最近アクセルを踏み込んでも加速しないような、そういう何か車の、何ですか、部品メーカーで何か出しているんですが、そういうのがあったり、まず中川村としてそういう事故を起こさないと、起こさせないと、そういうことで、もし何か、この問題を出してから 1 週間ぐらいですから、余りすぐ出していただけるとは思いませんが、まず、そういうことをお聞きしたい。

それから、これも高齢者にとっては、先ほどもアンケートの結果等ありまして、老人が運転できれば、今村のいろんな公共交通の制度があるんですが、それを使えない方については、もう高齢者がひきこもってしまうと、家から出てこない、そういう両面が出てきてしまうと思います。したがって、これは時間がかかる問題だと思いますが、ぜひ考えていただきたいということで、今もし、こういう問題を提示しましたので、何かお考えがあれば、まずお聞きしたいと思います。

○村 長 最近いろんなところで報道がされております。特に最近、高齢者の方がアクセルとブレーキを踏み間違えて、どうも大分大きな事故を引き起こしているというニュースが毎日 1 件ぐらいずつあるような気がしておりますけども、対策について、ちょっと後で考えられることだけ申し上げますけど、まず道路環境の整備による安全確保と、こういうことがまず第一だろうと思います。公共交通の利用をできるだけ今勧める、そういうことで児童や高齢者の交通安全や防犯対策、社会参加につなげてまいりたいと、これがやっぱり原則だと思います。

高齢者の村の公共交通利用に際しましては、平成 30 年度では、村内 8 地区のいきいきサロンを実施していただいておりますけれども、これに出向いて、巡回バスですとか N P O タクシーの利用方法、自動車運転免許返納者への優遇制度、これについては一年間の無料のパス、それからデマンド、何ていいますか、N P O タクシーの優先的な利用であります。こういったことができますよということの説明を行ってきております。

また、中学校卒業前の生徒とその保護者の方に向けては、ちょっと余談になりますけれども、巡回バスの利用説明を行いまして、高校通学時の駅までの足としての利用促進活動を行ってきてもらっております。

しかし、運転する目的っていうことで運転はするんでしょうけれども、運転したいという気持ちはやっぱりあるし、私も恐らく、このまま農業なんかを続けておれば、それこそ免許証を返納してしまったら何もできないというのが今の農業形態なんです

よね。家族農業を中心にやっていると、どうしてもそうなってしまいますので、これは非常に困ったことだなあと思います。

考えられることをちょっと述べたいと思いますけれども、やはり道路と交差点の改良、それから道路に面した、今子どもたちの遊び場としての公園等がいろんなところにつくってありますけれども、こういったところでの安全性を見ながら、こういったところに対策を施すということではないかと思っております。

じゃあ申し上げます。

まず、道路や公園などの安全対策の推進に関してであります。

道路の整備につきましては、幹線道路には車道と歩道を区分けした道路整備を行っていく、これが今の道路改良の原則になっております。区分けは、縁石コンクリートといますか、ブロックみたいなのがありますよね。昔は、マグカップっていいまして、車道より歩道が一段高いようなところが、そういう形をつくっておったんですが、先ほど2番議員のお話でもありましたとおり、そういうものを整備してしまいますと、中川村は道路の隣は畑である、田んぼ、畑がたくさんありますから、そこんところを一段また下げなきゃいけないよね、歩道を下げてフラットにしなきゃいけないということになりますから、余り歩道としての利用は余りよろしくない、したがって、今同じ高さで、何ていいますか、同じ高さなんだけど、縁石のブロックといいますか、これで歩車道をきちんと区分けするということが主流になってきておるかと思えます。歩道を整備して、歩行者と乗用歩行具といいますか、商品名で言うと問題があるかもしれませんが、ラクターって皆さんおっしゃっているやつですけど、これがすれ違える道幅を確保するっていうのが一つの方法であります。

村では、沖田牧ヶ原線の改良、中学校付近を中心にして、あの部分の改良に着手をいたします。一般的には、そういう方法で改良しておりますので、今幹線村道をやっておるところについては歩道がついておりますが、これもよくごらんになっていただければと思います。

ただし、歩道をつけていくということは、非常に横に幅をとることになりますから、中川村のような谷で切られたような、沢で切られたような地形の中では、非常に道路を整備するにお金がかかると、こういうことはご理解いただきたいというふうに思っております。

次は交差点付近の整備だと思います。横断歩道のある、まずは交差点に改良すると、大体、国道、村道、国道、県道、こういったところが交わる場所の交差点は大体多くが横断歩道を設置しておるかと思えますけれども、その横断歩道があるところにつきましては、歩行者を守る車どめの鉄柱といいますか、ああいったものなどを設けるということが原則で今やっておるのかなあというふうに思っております。

それから、3点目、公園、広場と車道、車の乗り入れ帯との分離であります。これにつきましては、中川村は結構注意をして、公園なんかには、歩道に隣接しておるところに設けておる小さなあそび場やなんかは、車が直接入ってこないように、あるいはある程度車がぶつかってきても何とかとめられるような仕組みをつくっております。

このほドラ・メゾン中組にミニ公園といいますか、広場を設けました。見て、ごらんになればわかるかと思いますが、ガードパイプとあって、歩行者用のやつでありますけれども、これと車との分離をしております。これをかたいブロック、何ていいますか、ガードレールのようなものでやりますと、これがまた景観上の問題もありまして、とりあえずガードパイプなんですけれども、そういうことで分けております。

それから、サンライズ中田島の中にはミニ広場が設けてありますし、これも車が入ってこられないようにきちんとガードをしております。

ということで、これからは、車の侵入防止となるような、公園については整備が必要だろうと思えます。

ついでに大草城址公園でありますけれども、ここには子ども広場がありますけど、ここの公園は、遊歩道、あるいは車どめ、こういったものでしっかりと区分けがされておまして、私もこの質問をいただいてから改めて大草城址公園へ行ってみましたけれども、非常になんていうか、車が直接そういう広場に勢い余って突っ込むようなふうにはつくってありません。そういう意味では非常にいいのかなと思っております。

それから、次に本題なんですけど、車にかわる高齢者の足の確保と、こういうことになりますけれども、先ほど申しましたが、運転免許の返上された方については、巡回バスの乗車利用券を、一年間ありますけれども、これを無料で配付させていただいております。ただし、一年後どうなるかっていうと、その方、少しまた歳が加わって、ますます車には乗れなくなる、だけど状況によっては、まだお元気で、まだ何とかしたいっていったときに、免許は返上した、そんで、かといって一年間で1万円に行っちゃうんですけども、お金もかかるっていうことで、じゃあもう少し、利用促進っていうことも含めていきますと、例えば、これは費用対効果って言う方はありませんが、公共交通を利用していただくという観点から、例えば、これもそういう方にはもう少し延長をしたらどうなるだろうかっていうことも考えて、免許返上者の足を確保するっていうことも議論としてこれからは必要になるかもしれないと個人的には思っております。

それから、デマンドタクシーの運行回数の増加に向けた宣伝、なかなか——なかなかかというか、今知っている方はよく利用をしてもらっています。だけど、知らない方は、免許持っている方やなんかは、私は関係ないと思っているんで、なかなかデマンド交通っていうものに対しての意識が低いもんですから、そういった宣伝と、例えば試乗会をやるとかいうふうなこともしながら利用の促進を図るっていう手があります。

それと、もう一つは、今、ことし福祉タクシー券につきましては、日中お一人になってしまう高齢者、つまり、御家族の方が日中お勤めに行ってしまうと、どうしても一人っきりになってしまうというような方も含めて、例えば病院、医療機関ですとか福祉関係の施設へ行くとか、こういった場合には福祉タクシー券としての利用を認めております。こういったことも含めて福祉タクシー券の補助制度をもう一度見直すということもこれから必要になってくるかもしれない、こんなようなことが考えられます。

ただし、すぐただしというふうな言い方になってしまいますが、これも効果がある

ことでないと思わないと思いますので、そういう意味で十分検証が必要かと思っております。そういうことをしながら、一つは利用を拡大をしていくということと、やはり原則は、長野県などが管理しております国道153号、それから県道、こういったほうに関しましてよく協議をしながら、協議をしつつ、公安委員会への要請も強めていくということがこれから求められるんだろうなというふうに思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、村長のほうから、交通安全っていう立場でいろいろ整備、そういったこともきちんとやっていきたいというふうなことでありますし、また、現施策として行われている公共交通についても補助の仕方を見直していきたいということで、そういうところしかなかなか妙案っていうのはないのかなと思います。

ただ、さっき言ったように、返納しなくても、免許証を返さなくても交通機関にちゃんと乗っていただけたら、ちょっと自信ないから公共交通を使おうとか、そういうふうになっていただくと非常にいいかなと思うんですが、どうしても家に車があったり、さっき言った農業の問題、近くの田んぼへ水見に行ったり、農作業するにはどうしても軽トラで、もし乗れば、健康状態がよければどうしても乗ってしまうっていう、そういうときにひょっとしたらミステイクをしてしまうというようなことも考えられますので、ぜひ、今、村長が言われた施策と並行して、ぜひ中川村の中でそういう事故が起きる可能性があるっていうことを何かの機会ですっかり住民に、どこかの場面で話をさせていっていただくといいんじゃないかなと思うんですが。

それで、最近の事例だと、この前ニュースで見たんですが、宅配業者が、あるときは宅配業者で、あるときはタクシーの、何か上着を変えて、すぐ変えられるとかっていう、そういう制度も、つまり宅配業者から人を運搬する、そういった制度、会社に両方かけ持ちできるつちゅうようなこともあったり、いろいろこれから国レベル、また県レベルでもいろんな妙案が出てくると思いますが、ぜひ、この問題で、なんしろ中川村でこういった高齢者の運転による事故というもので、また第三者を巻き込むとか、ぜひ、そういったことが起きないように、ぜひ村民に対しても啓発をしていっていただけるようなことも考えていただきたいと、今、村長が言われたことも含めて、そこら辺は何か緊急性があると思うんですが、いかがでしょうか、そういったことに対して。

○村 長 これにつきましては、事故が非常に増えているっていう現状はありますので、交通安全協会という組織があります。こういったところで運転される方にはチラシを配ったり、運転している方にも常にいろんなところで交通安全を訴えておりますので、これは引き続き行っていきたいということ。

それから、営農センターなんかでは、農作業車による――農作業車というか、そういったものによる事故に関しては特に喚起をしておりますけれども、当然トラクターに乗って水見に行く人はおりませんので、バイクですとか軽トラですよ、ということがありますから、こういったことも、やっぱりあわせて注意喚起をしていく必要があるだろうなということ。

それから、もう一つは、やはり村には巡回バス、デマンドタクシーという制度があ

りますが、これもやはり利用していただかないとだめですから、これについては常に利用を高くするにはどうしたらいいかっていうことを常に研究しながらやっておりますけれども、なかなか利用率が上がらないという現状もありますので、これはこれで、やっぱりいろんな機会を、お年寄りの機会を、集まる機会に伺って、試乗を、先ほど言いましたが試乗してもらおう機会とか、あるいはよく説明をする、こういったことを引き続きしっかりやってまいりたいと思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 以上で一般質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、9番 鈴木絹子議員。

○9 番 (鈴木 絹子) さきの通告に従いまして2つの質問をしていきたいと思えます。

1つ目ですけれども、中川村在住の外国人がこの村で円滑に生活できるように、生活に必要な文書等の翻訳版を本人が理解できる国語で提供することが必要ではないかと考えます。

まず、外国人住民の世帯数と人口の推移について決算書から見ますと、平成30年3月31日現在で44世帯48人です。平成23年の35世帯39人から世帯数、人口ともに若干の増減がありながらも増えている現状があります。国際化の時代でもあり、今後増えていくのではないかと予想されるものですが、村としてはどう考えられますか。

○住民税務課長 直近、令和元年5月31日現在の外国人の人数、世帯数を申し上げます。外国人の人数は59人で、世帯数は、外国人のみの世帯が30世帯、日本人と混合の世帯が22世帯の合計で52世帯となっております。

最近の10年間の推移を見ますと、人数は増減ばらつきがありまして39人から64人、平均で48人です。外国人のみの世帯は14世帯から30世帯で、平均20世帯、混合の世帯は20世帯から24世帯、平均22世帯という数字で推移しています。

平成17年ごろは外国人の人数が70人を超えるときもありまして、今より多かつたわけなんですけど、当時ブラジルが半数を占め、また多くの就労の外国人がいたためかと思われまして。

今後の推計については、技能実習生の人数のよるのではないかと考えられます。

また、平成17年ごろのように外国人が働く大きな企業があれば人数増もあり得るかもしれませんが、現段階では推計できないため、ここ10年くらいの人数、39人から64人くらいで行くのではないかと予想しています。

○9 番 (鈴木 絹子) 今、何だったっけ、世帯数の内訳きいたんですけども、この中で単身の方も何人かいらっしゃるっていうふうに考えていいのですか。

○住民税務課長 単身の外国人のみの世帯の方も大勢いらっしゃいます。

○9 番 (鈴木 絹子) 2番のところの世帯数、日本人だけとか2人とも外国人っていうところを言っていたので、次の質問に行きます。

私たちは当然のように広報も議会便りも回覧板も手紙もお知らせも新聞も戸外の看板、掲示物、案内等、全て見聞きして理解して生活をしています。

しかし、日本語が読めないと、それらを読んで理解することは難しいものです。

それで、中川に住んで長い方なんですけれども、「全然見ません。」っていうふうに言われました。それらの説明などがわかる国語で書いてあれば、読んで内容を理解することができます。平仮名が読んでわかる、言葉を聞いてわかる、余りわからないなど、それぞれの状況の違いもあると思うので、一律とはならないとしても、また夫婦のどちらかが日本人ならいいのかということではなく、その人がわかることが必要ではないかと考えます。夫婦で伝えて理解を深めるようにしていても、実際に読んで理解するには伝え切れないこともあって難しいそうです。なので、分担してやれることも実際にはやれなくて、全部自分がやらなければいけなくて大変という話も聞きました。その人がわかるという点では、村としてはどう考えられますか。

○総務課長 一応多文化共生という分野は総務課の一応所管ということでありますので、この件につきましては私のほうで一旦答弁をさせていただきます。

インバウンド、いわゆるインバウンドであったり非常事態といたしますか、といったことを考えますと、ご意見のように、その方がわかる言語での情報提供ということが可能な限り実現することが望ましいというふうに、もちろん思いますが、出身国といえますか、述べましたとおり多岐にわたっておりますので、全ての言語に対応することは、現実には非常に難しいというふうに思います。

やはりコミュニケーションでありますので、やはり共通の言語で行えるということが望ましいかというふうに思います。日本で暮らすという選択をされた当事者の方は大変苦勞をされているかというふうに思いますが、日本語の場合は、やはり読むという部分のハードルが他の言語に比べて非常に高いのかなあということかというふうに思います。

昨年9月に県の国際課が、いわゆる多文化共生施策について調査をした結果がございますが、40%の市町村は何もしていないという回答でありました。情報の多言語化ということをしているという部分が30%という回答があります。

日本語の、日本でありますし、日本語を強制するばかりではいけないのかもしれませんが、日本語と生活習慣等の学習の支援に必要なに応じて対応していくということは、やはり必要かと思えます。

また、全ての言語に個々に対応することは難しいとしましても、国や民族にかかわらず多くの人の理解が期待できるという意味で、英語での表記ということには取り組む必要があろうかというふうに思います。

○9 番 (鈴木 絹子) なれていただくことや家族で協力していただくことももちろんですが、わかる言葉の注釈などがあれば、もっと村のことがすっきりと理解できると思います。よくわからない状況にあることは気の毒だと思います。

例えばごみのガイドブックは、村の生活には欠かせないものですが、翻訳版はあるのですか。もしあるとしたら何語ですか。

○住民税務課長 ごみのガイドブックの翻訳版はありません。作成予定もありません。

昨年度、上伊那クリーンセンター稼働に合わせて上伊那広域連合で統一部分の原案を作成し、各市町村で独自の部分を加えて作成しました。外国人向けの翻訳版は、各

市町村の実情が異なることから、市町村ごとの対応にし、広域連合では作成しないこととしました。

中川村は、外国人の多くが技能実習生なので、担当者が事業所や企業へ出向き、会社などの担当者へ説明をお願いしているところです。

また、混合の世帯については、家族の中で理解をいただいているものと考えております。

ほかに、ごみ分別ポスターについて外国人が一番多い中国語版を検討しましたが、枚数が少なくちょっと割高になってしまうことから、今回は作成しないこととしました。

○9 番 (鈴木 絹子) 先ほど総務課長のほうから非常事態のときの安全性のことを思うとどうかなって話があったかとは思いますが、東南アジアの人もヨーロッパの人も英語なら理解できるということを知りました。今、中川には中国の方が一番人数としては多いかと思うんですが、英語版があれば、中国版と英語版をつくらせていただきたいと考えます。中身としては、毎年変わるものではないので、あればとても有効に使えると私は思いますが、いかがでしょうか。

○住民税務課長 ガイドブックにつきましては、翻訳をするのがちょっと大変な面もありまして、業者になってしまうかとも思うんですが、ちょっとガイドブックについては難しいという状況があります。

簡単なポスターを工夫してつくることができないかっていうことは、ちょっと今も考えてはおりますが、ここですぐできるっていうことはちょっと言えないところもありますので、ほかの市町村等にもちょっとお聞きしたりしながら考えてみたいと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) ぜひ善処をお願いします。

ほかにも、例えば税金関係の文書や役場関係の本人宛ての手紙などは家族が間に入ることになると思いますが、今までに間違いなど問題はなかったですか。

○住民税務課長 税金関係の通知は、現在、翻訳版を作成しておりません。

今までも特に苦情等、トラブルになったことはありませんが、住民税の普通徴収分、あと国保税については、今後作成を考える必要があるかと思えます。中国語版、あと英語版、対応できればと考えております。

○9 番 (鈴木 絹子) そのほかにも、健康診断のときの案内や実際の会場での案内が難しかったということを知りました。単純に心臓とか胃ということは言えるけれども、次はこういう理由でこうしていくんだよというような案内が伝えられなくて困ったということでした。英語でその案内があれば、本人がすっきり理解できるということですか。

○保健福祉課長 健康診断についてのご質問と思えますので、自分のほうから答えさせていただきます。

年度ごとに実施している各種健診希望取りまとめというのがあるんですが、この取りまとめを見ても、困っているなどの声は今のところとどいておりません。

ただし、困っているけれども声に出せない状況があれば、状況に応じて何らかの手だてを講じる必要はあるかと思えます。

それから、健診会場では、特定健診とがん検診については委託先の健診機関に外国人向けのマニュアルが整備されております。それから、言葉がわからないために健診の流れが滞ったということもなくて、苦情なども今のところは出ておりません。

○9 番 (鈴木 絹子) わからなくても見よう見まねでやっていることもあるのかなと思うと、ちょっと気の毒な気がします。自分に置きかえたら、私だとぞっとしますけれども、少しわからないか、かなりわからないかでも状況は変わりますが、どっちにしてもわからない状況下にあるっていうことには変わりはないように思います。

次ですけれども、子育て世代ではどうでしょうか。実際に何組かの夫婦に聞いてみると、確かに負担は大きいといえます。自分たちで選んだ道だから、もちろん不満とかではなく、努力をして頑張っている人たちですが、翻訳版があればとても助かるという思いを聞きました。生活に必要な文書の範囲がどこまでかは線引きが難しいですが、村での生活にこんなときどうするかという問いに対して翻訳版で理解できるのなら提供すべきと考えますが、どうでしょうか。

○教育長 現在、学校の関係で言いますと、中国籍の生徒さんが中学校に2名在籍をしている状況であります。小学校のときは、中国出身の駒ヶ根在住の方に日本語支援員としてお願いをしていましたけれども、今年度は2人とも中学生になり、また、そのほかの個人的な事情等もありまして、日本語支援員の方は本年度は依頼をしていない状況であります。しかしながら、必要なときは言ってくれば応援、対応しますと言っているように思いますので、保護者の方へのお知らせ等の翻訳などは必要に応じて依頼していくことはできるというふうに考えております。

今後、外国籍の児童生徒の在籍があった、そういう場合には、また支援が必要になったときには状況に合わせて対応していきたいというふうに考えております。

○9 番 (鈴木 絹子) 母親が日本人だと保育園や学校関係の文書も一応見て理解されると思うんですけども、父親が外国人で日本語が読めないときに、説明しても中身がきちんとは伝わらないというようなことはあるようです。毎日のものは難しいとしても、年度初めに配布する文書、例えば年間行事のお知らせだとか、健診にかかわるもの、予防接種等の案内など、毎年変わるものではないようなものについては、今、中国の方は翻訳されるということですけど、家庭にいる外国出身の保護者にそういうものをできないのかなと、できればクラス便りとか園便りとか学校通信のような月に1回の配布文書についてもそうあればいいかなあと思うんですけども、保護者に伝えたい内容のものの翻訳版をつくっていただきたいと私は考えます。子育て支援の一つとして位置づけて取り組むことはできませんか。

○教育長 中国語につきましては、先ほどお話しとおりでありますけれども、あと考えられるとしますと英語ということになりますれば、例えばALTの先生のお力を借りる等は考えていけるかなあと思うところでもありますので、考えてまいりたいと思います。

○9 番 (鈴木 絹子) ずっと何回も言ったんですけども、中国語と英語であれば、かな

りの保護者の方が今よりも、何だかよくわからない状態だったり間違えて捉えていたりするようなことがなく、中川村での豊かな生活の足を引っ張るようなことにはならないと私は思います。ぜひ、その2つでの翻訳版をいろいろつくっていただきたいと

思います。

2つ目の質問に行きます。中川村のごみの排出の現状と課題を聞きたいと思えます。4月からごみの出し方が変更となりましたが、3月までと4月5月での排出での違いはあるのでしょうか。紫色の資源プラスチック用回収袋と赤色の可燃ごみ回収袋、青色の不燃ごみ回収袋で分別は楽になったと思う反面、今まで燃えないごみとして出していた廃プラが可燃ごみでいいのかなと思うという声も聞こえます。まだ2ヶ月の経過なので不十分かもしれませんが、資源プラスチックごみが減っていないか、可燃ごみではないものが可燃ごみに入っていないかなど、どんな動向が見られるか、そのことについてどう考えられるか示してください。

○住民税務課長 5月分は、まだ集計結果が出ておりませんので、平成31年4月排出量で比較した結果を申し上げます。

まず可燃ゴミですが、平成30年4月と平成31年4月の比較では、平成30年4月が2万6,960kgで、平成31年4月が3万3,000kg、6,040kg、22.4%の増となっております。

次に、平成31年3月と平成31年4月の比較では6,510kg、24.58%の増となります。

その他のプラスチック、以前の黒色ごみ袋で排出していたものですが、こちらの分が可燃ごみへ移行したための増ということは考えられます。平成30年4月のその他プラスチックは2,200kgで、平成31年3月は4,580kgということで、どちらに比べても6,000kgを超える増加は大きいわけですが、これも黒色のごみ袋の使用期限の関係で、家のためであった分を排出したということも考えられますので、ちょっとまだ4月だけの状況では正しい推測というものはできませんが、今後の様子を見ていく必要があると考えます。

あと、容器包装プラスチックについては、平成31年3月と平成31年4月を比較して40kg、約1%の減少となっております。こちらは可燃ごみに流れることもまずないという状況だと思いますので、順調に分別変更ができていと推測されます。

どちらにしても、ちょっと半年くらいは様子を見て比較していくことが大切かと思えますので、今後も様子を見ていきたいと考えております。

○9 番 (鈴木 絹子) 半年後に、また聞かせていただきたいと思えます。

次ですけれども、長野県は4年連続、全国で一番ごみの排出量が少ない県で、2017年実績が県民1人当たり817gということです。2位は滋賀県、3位は京都、4位は埼玉、5位は神奈川と続きます。

そして、中川村は、全国の人口10万人以下の部では2012年から16年までの連続5位を継続しています。

また、2017年の県内市町村別では南牧村が301gで1位、川上村が2位、中川村は

3位と続きます。ごみの自家処理が多いと見られる地域が上位にあるというような記事になっていました。

確かに自家処理ができますが、地区によってはプラスチック類を含む有害物を燃やしている人がいるということも聞きます。量としては少ないかもしれませんが、近隣ににおいが広がり、大気中に拡散している状況はいかなるものかと私は考えますが、村としてはどう考えられますか。

○住民税務課長 野焼き、野外焼却については、環境汚染や人体への影響を防ぐため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部特例を除いて禁止されております。罰則規定も厳しくあるところです。

住民から通報があった場合は、担当者が現場確認を行い、消火、指導を行っています。時間がたってからでは現状が把握できないため、通報後できるだけ早い対応を心がけています。

また、保健部長会、広報、チラシ等により住民への周知を行っている現状でございます。

ごみ集積所に出さずにごみを燃やして自分の家で処理するというのは違法です。それでごみの排出量が全国で少ないということはないと考えておりますが、引き続き周知を行っていく必要があると思います。

ごみの分別方法の徹底につきましては、中川村の環境保全条例と、あと中川村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例等に基づいて対応しているところで、保健部長会や地区説明会で分別について周知を行っているというところでごみの排出量が少ないということがあると思いますので、これからも引き続き排出量や資源化、減量化について啓発を行っていきたいと考えております。

○9番 (鈴木 絹子) 今、環境保全条例という村の条例にそのようなことが書いてあるというふうに理解してよかったですか。

○住民税務課長 環境保全条例・規則、あと中川村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づいております。

○9番 (鈴木 絹子) すみません。村の例規類集を調べても私が見つけれなかったもので、今聞いて、ちゃんと明記されているんだということがわかりました。

国の法律には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というもので、昭和45年に制定されているものでした。先ほども言われましたけれども、例外はあるものの、5年会の懲役または1,000万円以下の罰金ということがうたわれています。

個人のモラルの問題でもありますし、地域の慣習もあるようですが、きちんと分別してごみとして出すことを徹底する啓発活動を続けていっていただきたいと思います。その結果として、日本で最も美しい村である中川村において名実ともにごみの排出量が少ない市町村の地位を守るべきと考えます。

次ですけれども、国際問題となっている海洋汚染ですが、世界の海に1億5,000万tのプラスチックごみが漂い、毎年800t増えているといえます。何も手を打たなければ、今後20年で10倍になるという予測があります。海の魚よりもプラスチックご

みのほうが多くなるとも言われています。

21世紀に入った現在、海洋プラスチック汚染は2つ面で新たな展開を迎えています。一つはプラスチックの微細化による問題、もう一つはプラスチックごみが有害物質の運び屋になるという問題です。

1つ目の展開では、資料1の図2を見てください。一番後ろのところ、資料1ですけれども、プラスチックは環境の中で紫外線などによって壊れ、マイクロプラスチックと呼ばれる5mm以下の微細なプラスチックになります。それが北極から南極、海岸から深い海底まで海洋全体に広がっていることが明らかになってきました。北太平洋には大量に集まるごみベルトと呼ばれる海域が見つかっています。

また、例えばレジ袋は10万個のマイクロプラスチックになると言われています。

図3をごらんください。マイクロプラスチックは、魚介類が餌とするプランクトンと混在していることから、二枚貝やカニ、小魚などに取り込まれ、生態系全体を汚染しています。

2つ目の展開です。図4をごらんください。

プラスチック製品には何らかの添加剤が入っており、それらはマイクロプラスチックにも残留しています。さらに、プラスチックは、その親油性によって海水中で親油性の化学物質を融着、濃縮します。それらの化学物質の中には、国際条約で規制されている在留性有機汚染物質、自然に分解されにくく生物濃縮によって人体や生態系に害をもたらす有機物であるダイオキシンやPCBなども含まれています。これらは環境ホルモンと言われます。内分泌攪乱物質とも呼びます。本物のホルモンでないので、本物のホルモンの働きを邪魔します。ほんの少しでも体の調子が悪くなってしまいます。また、一説には生殖能力や免疫力の低下の原因にもなると言われています。

5月3日に68カ国、地域が加盟するアジア開発銀行が年次総会の開会式を開き、海洋汚染の抑止に向け2024年までに約5,400億円規模の資金、技術を支援すると中尾武彦総裁は演説し、海洋環境は危機的な状況にあると訴えたとあり、支援はごみの減量、再利用の促進などに充てるということです。

新聞記事では、プラスチックごみによる海洋汚染問題は軽井沢町で6月15日16日に開かれる20カ国・地域エネルギー・環境関係閣僚会合で主要課題となる予定、日本は昨年先進7カ国首脳会議でアメリカとともに海洋プラスチック憲章への署名を拒否した、G20で意欲的な合意が主導できるかが焦点となるとしています。

日本は、プラスチック廃棄量と1人当たりの使用料でアメリカに次ぐ世界2位といえます。日本政府の対応は焼却が中心で、今後もプラスチックを使い続けることを前提としており、世界的にもおこなわれていると言っています。

海洋プラスチック憲章では、まずは使い捨てプラスチックの使用自体を極力減らし、それでも発生するプラごみは再利用、さらにリサイクルし、最後の手段として燃やしてエネルギー回収するとしています。

5月31日に安倍政権はプラごみ対策の新方針を決定し、戦略の一つにレジ袋の有料化が盛り込まれました。生活を見直す問題意識を高めることは大事ですが、不必要

なプラスチック製品や紙などの代替品があるプラスチック製品をつくらない減プラスチック社会に踏み出すときではないでしょうか。

資料1の図1を見てください。

世界各国で進んでいる使い捨てプラスチック製品の規制の内容です。

プラスチック汚染の解決は、個人個人の努力とともに行政や業界が共同して取り組まなければならない問題と考えますが、マイクロプラスチックによる海洋汚染問題についての見解、抑止に向けての考えを伺いたいと思います。

○村 長 連日の報道からプラスチックごみに関する報道が流れるということが珍しくない時代になってまいりました。

プラスチックごみによる海洋汚染を防ぐため、政府は国や自治体、企業、住民が取り組むべき対策を示したアクションプランを作成したと、安倍首相は、海洋プラスチックごみ問題はG20大阪サミットの最大のテーマの一つというふうにコメントをしたということから、政府が進めておりますSDGsの取り組みもありますし、政府は環境保全のために大胆に方針を転換したんだなというふうに受けとめたいと思っております。

ポイ捨てや不法投棄を監視するパトロールを集中的に行ったり、海や川沿いなどでゴミ拾いを一斉に行う機会を増やす、海に流出したごみの回収を漂着したごみは自治体が回収し、海で見つかったごみは漁業者が回収し、費用を国が補助するなどがこのプランの内容だというふうに聞いております。

具体的に、じゃあ私たちはどういうふうにしておるかということをまず申し上げたいわけですが、まず上伊那広域連合であります。上伊那広域連合では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中にごみ処理上の主要課題として、海洋へのプラスチックごみの流出を抑制するため、プラスチック類の資源化を推進し、適正処理を進めていく必要があることを掲載しております。

村でも繰り返しごみの減量化、資源化を啓発していく必要がある、ごみの発生抑制、再利用、再資源化、ポイ捨てなどの不法投棄をしない、ごみゼロ河川清掃などに協力するなどを呼びかけていきますし、現在もそれをやっております。

こんなような取り組みをしておるわけではありますが、議員がおっしゃいましたように、日本だけでなく世界の問題になっている現状は深刻な事態になっておることかと思えます。国によっては、生活用品を含めてあらゆるプラスチックを対象とした使用削減の実現は住民生活や産業への影響があることから、消極的な対応となってしまうと、こういうような場合もある等は考えられます。しかしながら、流出したごみを回収し、それで処理すればいいというものではないだろうというふうに思いますし、そうならないようにするにはどうしたらよいかを考え実行するのが大切なあというふうに思います。

やはり、プラスチック製品につきましては、今後はできるだけ使用しない、使用するにもできるだけ長く使う、例えば容器に詰めかえて使用するなどがあります。

無論でありますけれども、ポイ捨てにつきましては、紫外線の文化により細分化す

るということがありますので、絶対にあってはならないということでありまして、ポイ捨てにしたものが、やがて天竜川に流れて、それが海洋に出ていくという、これは原則であるますので、こういうことは私たちみずから注意をしていかなければいけないということで、村としても、このキャンペーンといいますかにはしっかり取り組んでやってまいりたいと思っております。

また、村はごみ拾いを各地区のご協力を得てやっていただいておりますし、また企業も独自にごみを拾ってもらっている、こういう取り組みをしてもらっております。

また、学校は、小中学校だと思いますが、月曜日は持ってくるのが今のところプラスチックの、何ていいますか、ビニールのプラ袋を持ち歩きながらごみ拾いをやっていると、こういう姿が見受けられますけれども、できるならば、それにかわるものがあれば一番よろしいんでしょうけど、そういうことを今、学校自身も取り組んでやっていただいておりますので、私たちも見習わなきゃいけないし、やはり学校は、一番社会のルールをこういうところから、小さいうちからきちんと植えつけるっていう言い方はないんですけど、学び実践していくような教育をやっていただいております、これが一番よろしいことではないかなというふうに思います。よろしいことっていうか、やはり教育の力によるっていうことが一番大きいのかなと、あとは我々だろうと思っておりますので、これは今ある部分での捨てない、ポイ捨ては当然だめですし、ポイ捨てがあるものについては、不法投棄も含めて、係、村はしっかり回収をいたしますし、また、先ほどレジ袋の有料化というお話がありましたけれども、これは結構なことだと思います。できるだけレジ袋を使わないように、今は紙の袋もちょっとどうかと思いますが、自分で袋を持って行って、よくスーパーなんかでは、私もつき合わされるという言い方ではいけませんね、一緒に行ってそういうふうに努力をしておりますので、こういうことをやはり私たち自身がしっかり守っていくっていうことが一番の原則的な面でのやり方ではないかなというふうに思います。

○9 番 （鈴木 絹子） 今いろいろお話ししていただいて、次の質問のところと重なるんですけども、少しだけ長野県のことを言いたいと思います。

もう皆さんも御存じかなとは思いますが、長野県は信州プラスチックスマート運動ということで「～生活スタイルを見つめ直し、プラスチックと賢く付き合いましょう～」と呼びかけ、県民の皆様へのアピールと県庁率先実行という項目を掲げています。裏、資料裏側に資料2ですけれども、こういうものがありました。

県内の企業にも使い捨てのプラスチック製品の使用をやめる脱プラスチックの動きが広がり始めたといいます。こうした環境への配慮を、単なる社会貢献ではなく、企業価値を高める好機と捉える機運を後押ししているのが国連の提唱する持続可能な開発目標、SDGsです。経済、社会、環境の各分野にわたる17の国際目標を設定し、2030年までに達成を目指すというふうにしてあります。

個人としてできることは、その人が自分のやり方で進めていけばよいと考えますが、今、村のいろんなやっていることについては引き続きやられることを期待します。県や国や世界と呼応して、より積極的な行政としての取り組みを進めていただ

たいと思います。

さきに述べた海洋汚染のプラスチックごみの70%は河川から流れゆくものと言われ、天竜川の上流域にある村としての取り組みをきちんとしていきたいものだと考えます。

じゃあ、以上で質問を終わります。

○議長　これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後0時00分 散会]